

第二条第一項に次の一号を加える。

三 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、当該事業の実施体制が前号イから八までに掲げるものに準ずるものとして文化庁長官が指定するもの

第二条第二項中「前項第二号の」を「前項第三号の規定による」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第二条の二第一項第二号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「同号」を「法第三十七條の二第二号」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第二条の三第二項中「指定」を「規定による指定」に、「官報で告示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする」に改める。

第一章の二を第二章とする。

第五章を次のように改める。

第五章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準

第七条の四 法第四十七條の五第一項（法第八十六條第一項及び第三項並びに第百二條第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号を検索し、及びその結果を提供する行為（ロ及び次項第一号において「送信元識別符号検索結果提供」という。）を行う場合にあっては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 送信可能化された著作物等に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあっては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限つて利用を行うこと。

ロ イに掲げるもののほか、送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

二 法第四十七條の五第二項（法第八十六條第一項及び第三項並びに第百二條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物を使用する場合にあっては、当該複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、法第四十七條の五第一項各号に掲げる行為に係る著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

二 法第四十七條の五第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信元識別符号検索結果提供の準備を行う場合にあっては、当該送信元識別符号検索結果提供を前項第一号に掲げる要件に適合させるために必要な措置を講ずること。

二 法第四十七條の五第二項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

第六章を削る。

第七条の七第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「定め」を「規定による定め」に改め、第七章中同条を第七条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（補償金の供託を要しない法人）

第七条の六 法第六十七條第二項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

四 日本放送協会

第八条第一項中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改め、同項第一号中「法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。以下同じ。」を削り、同項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改める。

第八条の二中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第九条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十条第一項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第四号中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第十二条第一項中「第六十七條の二第三項に規定する申請中利用者」を「第六十七條の二第一項の規定により著作物を利用する者」に、「当該申請中利用者」を「その者」に、「第六十七條の二第四項」を「第六十七條の二第五項又は第六項」に改める。

第十二條の二中「第七條の七」を「第七條の五」に、「及び第二項、第六十七條の二第七項」を「から第三項まで、第六十七條の二第九項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「第六十七條の二第六項」を「第六十七條の二第八項」に改める。

第七章を第六章とする。

第二十条第三号中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第二十一条第二項第一号イ中「あたつて」を「当たつて」に改め、同項第二号ロ及びハ中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第三号ニ中「すでに」を「既に」に改め、同項第四号ロ及びハ中「行なわれた」を「行われた」に改める。

第二十二条中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条第一項第四号中「添付しない」を「添付しない」に改め、同項第五号中「添付した」を「添付した」に改め、同条第二項中「付した」を「付した」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三十三条第一項第三号中「付した」を「付した」に改める。

第三十七条第二項中「には」を「においては」に改める。

第八章を第七章とする。

第四十九条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条中「提出しなければ」を「提出するとともに、これを公表しなければ」に改める。

第五十一条第二項中「廃止」を「規定による廃止」に改める。

第五十二条第一項第五号中「の提出を拒んだ」を「を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、若しくは同条の規定による勧告に従わなかつた」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に改める。

第五十三条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五十四条第一項中「通知」を「規定による通知」に改め、同条第六項中「行なわれない」を「行われない」に、「付した」を「付した」に改め、同条第七項中「通知」を「規定による通知」に改める。

第五十六条中「行なう」を「行う」に改める。

第五十七条第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第九章を第八章とし、第十章を第九章とする。

第五十七條の七第二項中「廃止」を「規定による廃止」に改める。

第五十七条の八第一項第四号中「又は」を「若しくは」に、「の提出を拒んだ」を「提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による報告に従わなかった」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定」に改める。
第十一章 授業目的公衆送信補償金に関する指定管理団体等

（業務規程）
第五十七条の十 法第百四条の第十四第一項の補償金関係業務の執行に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）には、同条第二項に規定するもののほか、法第百四条の第十五第一項の事業のための支出に関する事項を含むものとする。

2 前項に規定するもののほか、業務規程で定めなければならない事項は、文部科学省令で定める。
（著作権等の保護に関する事業等）
第五十七条の十一 法第百四条の第十五第一項の事業のために支出すべき授業目的公衆送信補償金の額は、著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする。
（著作権等の保護に関する事業等に関する意見聴取）
第五十七条の十二 指定管理団体（法第百四条の十一第一項に規定する指定管理団体をいう。以下この章において同じ。）は、法第百四条の第十五第一項の事業を実施しようとするときは、当該事業が権利者（法第百四条の十一第一項に規定する権利者をいう。以下この章において同じ。）全体の利益に資するものとなるよう、あらかじめ、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならない。（業務の休廃止）

第五十七条の十三 指定管理団体は、その補償金関係業務（法第百四条の十二第四号に規定する補償金関係業務をいう。以下この章において同じ。）を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。
一 休止又は廃止を必要とする理由
二 休止しようとする日及び休止の期間又は廃止しようとする日（第三項において「廃止の日」という。）
三 権利者に対する措置
四 法第百四条の第十五第一項の事業のための支出に関する措置

2 文化庁長官は、前項の規定による廃止の届出があつたときは、その旨を官報で告示する。
3 法第百四条の十一第一項の規定による指定は、廃止の日として前項の規定により官報で告示された日に、その効力を失う。
（指定の取消し）
第五十七条の十四 文化庁長官は、指定管理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、法第百四条の十一第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 法第百四条の十二各号に掲げる要件のいずれかを備えなくなつたとき。
二 法第百四条の十四第一項の規定により文化庁長官に届け出た業務規程によらないで補償金関係業務を行つたとき、その他補償金関係業務の適正な運営をしていないとき。
三 法第百四条の十五第三項の規定による命令に違反したとき。
四 法第百四条の十六の規定に違反して報告をせず、若しくは帳簿、書類その他の資料を提出せず、若しくは同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は同条の規定による報告に従わなかつたとき。

五 第五十七条の十二の規定に違反したとき。

六 次条において準用する第四十九条の規定に違反したとき。
七 相当期間にわたり補償金関係業務を休止している場合において、当該休止により権利者の利益を著しく害するおそれがあると認められるとき。
文化庁長官は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報で告示する。
（準用）
第五十七条の十五 第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、指定管理団体について準用する。この場合において、第四十六条中「法第九十五条第五項又は第九十七条第三項」とあるのは「法第百四条の十一第一項の規定による」と、第四十八条中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、第四十九条第一項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「開始前に」とあるのは「開始前に（法第百四条の十一第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）」と、同条第二項中「二次使用料関係業務」とあるのは「補償金関係業務」と、「決算完結後一月」とあるのは「当該事業年度の終了後三月」と読み替えるものとする。

附則
（施行期日）
1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第六十六条の改正規定（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日
二 目次の改正規定（第十一章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七条の九）を「第十章 私的録音録画補償金に関する指定管理団体等（第五十七条の五―第五十七条の九）」に改める部分に限る。）、第四十九条の改正規定及び第十一章を第十章とし、同章の次に一章を加える改正規定（著作権法の一部を改正する法律（附則第三項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
（視覚障害者等のための複製等が認められる者に関する経過措置）
2 この政令の施行の日の前日においてこの政令による改正前の著作権法施行令（次項において「旧令」という。）第二条第一項第二号の規定による指定を受けていた者（この政令による改正後の著作権法施行令（以下この項において「新令」という。）第二条第一項第二号に該当する者を除く。）は、この政令の施行の日に新令第二条第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、文化庁長官は、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置）
3 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法（以下この項において「旧法」という。）第四十七条の六（旧法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により著作物（旧法第百二条第一項において準用する場合にあつては、実演、レコード、放送又は有線放送）を利用していた者については、旧法第四十七条の六及び旧令第七条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

文部科学大臣 柴山 昌彦
内閣総理大臣 安倍 晋三

畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十一号

畜産経営の安定に関する法律施行令及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十八条第一項第二号並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第五条第一項及び第十八条の二第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

（畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正）

第一条 畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二Dの日本国の関税率表についての一時的注釈4(a)、(h)、(i)、(dd)、(ee)、(ff)若しくは(hh)、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部改正）

第二条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和四十年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、当該申込みに係る指定糖が」の下に「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二Dの日本国の関税率表付録A第B節32(a)(ii)の証明書、」を加える。

第二十四条の四第七号中「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」を「環太平洋パートナーシップ協定第二章附属書二Dの日本国の関税率表についての一時的注釈4(r)若しくは(dd)又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則

（施行期日）

1 この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律施行令第十条第三号の規定は、この政令の施行の日以後に開税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告をする畜産経営の安定に関する法律第十七条第一項に規定する指定乳製品等について適用し、同日前に当該申告をした当該指定乳製品等については、なお従前の例による。

農林水産大臣 吉川 貴盛
内閣総理大臣 安倍 晋三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の七第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三中「国際約束は、」の下に「環太平洋パートナーシップ協定及び」を加える。

附則

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十三号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年四月一日とする。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三